



個人間売買瑕疵保証保険

既存住宅個人間売買瑕疵保証責任任意保険 保険加入証明書

契約締結日	2010年12月1日	証券番号	KKx-yy-999999-B
作成年月日	2010年12月1日		

付保住宅	住宅の名称	邸		
	所在地	東京都千代田区内幸町1-X-X		
	住宅種類	戸建住宅	延床面積	xxxx.xx m ²
買主	浜松 町子			
支払限度額	1,000万円			

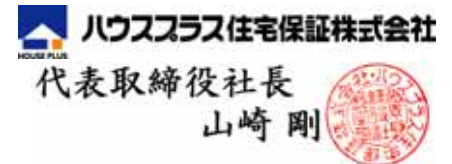
保険期間	20XX年X月X日 午前0時～20YY年Y月Y日 午後12時
------	--------------------------------

被保険者 (保険契約者)	会社名 代表者名	株式会社 事務所 代表取締役社長 新橋 一郎
	住所	東京都新宿区西新宿1-X-X 世界貿易センタービル26階
	TEL FAX	03-XXXX-XXXX 03-XXXX-XXXX

お問い合わせ 窓口	窓口名	株式会社 事務所 代表取締役社長 新橋 一郎
	住所	東京都新宿区西新宿1-X-X 世界貿易センタービル26階
	TEL FAX	03-XXXX-XXXX 03-XXXX-XXXX

名義等変更承認欄		承認印
ご注意頂きたい事項	本紙に記載されている約款等をご確認ください	
付帯する特約条項	故意・重過失特約 保険料支払猶予特約 給排水管路特約	

【保険法人ご連絡先】
ハウスプラス住宅保証株式会社 営業企画部
〒108-0014
東京都港区芝5-33-7
徳栄ビル本館4階
TEL 03-5962-3815



支払わなければなりません。
2 当社は、保険契約者が保険料支払期日の属する月の翌々月末日までに保険料を支払った場合には、保険料の支払前に発見された事故による損害(保険契約者が当社に保険契約の申込を行い、当社がそれを受理したときまでに発見された事故による損害を除きます。)に対しては、既存住宅個人間売買瑕疵保証責任任意保険普通保険約款第2条第3項の規定を適用しません。

(事故発生時の取扱い)
第6条 被保険者が、保険料の支払の前に保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当社に支払わなければなりません。

(普通保険約款および他の特約条項との関係)
第7条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款および他の特約条項の規定を適用します。

給排水管路の隠れた瑕疵の保証に係る特約条項

(保険金を支払う場合)
第1条 この特約条項が付帯された保険契約において、既存住宅個人間売買瑕疵保証責任任意保険普通保険約款(以下「既存瑕疵保証責任任意保険約款」といいます。)第1条第1項の規定を以下のとおりとします。当社は、付保住宅の基本構造部分の隠れた瑕疵に起因して、当該付保住宅に次の各号に掲げる事由が生じた場合(以下「保険事故」といいます。)において、被保険者が買主の損害に対し履行する保証責任について保険金を支払います。
(1) 構造耐力上主要な部分が基本的な構造耐力性能を満たさないこと
(2) 雨水の侵入を防止する部分が防水性能を満たさないこと
(3) 給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさないこと

(用語の定義)
第2条 この特約条項が付帯された保険契約においては、既存瑕疵保証責任任意保険約款第3条第3号の規定を以下のとおりとします。
(3) 基本構造部分
以下のイ、ロおよびハの部分とします。
イ 構造耐力上主要な部分
住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条第1項に規定する住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい)、方づえ、火打ち材その他これに類するものをいう。)、床版、屋根版または横架材(はり)、けたその他これらに類するものをいう。)で、当該住宅の自重もしくは積載荷重、積雪、風圧、土圧もしくは水圧または地震その他の震動もしくは衝撃を支えるもの
ロ 雨水の浸入を防止する部分
住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条第2項に規定する以下の および に掲げるもの。
住宅の屋根もしくは外壁またはこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具
雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根もしくは外壁の内部または屋内にある部分
ハ 給排水管路
付保住宅またはその敷地内に設置された給水管、給湯管、排水管または汚水管をいいます。ただし、水道事業者、水道管理者または下水道管理者が所有または管理している部分および設備機器に係る部分を除きます。

(普通保険約款との関係)
第3条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

【既存住宅個人間売買瑕疵保証責任任意保険普通保険約款】 故意・重過失の損害の担保に係る特約条項

(保険金を支払う場合)
第1条 当社は、被保険者が既存住宅個人間売買瑕疵保証責任任意保険約款(以下「既存瑕疵保証責任任意保険約款」といいます。)第4条第4項および第7条第2項の規定により、保険金を支払わないとされた場合であっても、既存瑕疵保証責任任意保険約款第14条第1項から第6項までの規定を適用します(ただし、買主の故意または重大な過失によって生じた損害または買主が既存瑕疵保証責任任意保険約款第7条第2項の告知義務違反に該当するものと知っていた場合を除きます)。

(保険金支払に関する特例)
第2条 当社は、前条の規定により買主が保険金を請求する場合は既存瑕疵保証責任任意保険約款第5条第1号から第3号までの費用または損害賠償金の合計額から免責金額 10 万円を控除した額を買主に支払います。
2 前項の保険金の額は、故意または重大な過失により生じた損害以外の損害に対して支払う保険金を合算して、付保住宅について保険期間を通じて1,000万円を限度とします。
3 前項の規定にかかわらず、当社が支払いを受ける再保険金が削減される場合は、当社が支払う保険金は、その再保険金の額を限度とします。

(普通保険約款との関係)
第3条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

保険料支払猶予特約条項

(特約の適用)
第1条 この特約は、すべての既存住宅個人間売買瑕疵保証責任任意保険契約に適用します。

(保険料の支払方式)
第2条 保険契約者は、保険契約申込の際に、次の各号のすべてを満たしている場合には、保険料の支払いを口座振替方式により行うものとし、次の各号のいずれかを満たさない場合には、請求書方式により行うものとし、
(1) 保険契約者の口座(以下「指定口座」といいます。)が当社と保険料の口座振替の取り扱いを提携している金融機関等(以下「提携金融機関」といいます。)に保険契約の申込のときに設定されていること
(2) 当社所定の預金口座振替依頼手続きがなされていること

(口座振替方式の場合)
第3条 保険料の払込方法が口座振替方式による場合には、保険料の支払は、提携金融機関ごとに当社の定める期日に、指定口座から当社の指定する口座へ振り替えることにより行います。
2 前項に定める期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の支払が当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、期日に支払があったものとみなします。
3 保険契約者は、第1項に定める期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預けておかなければなりません。

(請求書方式の場合)
第4条 保険料の払込方法が請求書方式による場合には、保険料の支払いは、当社が送付する請求書に記載の期日までに保険料を支払うものとします。

(保険料の支払猶予期間)
第5条 第3条第1項および前条に定める期日(以下「保険料支払期日」といいます。)までに保険料の支払いがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料支払期日の属する月の翌々月末日までに指定した場所へ

